

長野県知事選挙の投票 について（お知らせ）

～ 転出・転入される皆様へ ～

令和4年8月7日(日)は、長野県知事選挙の投票日です。

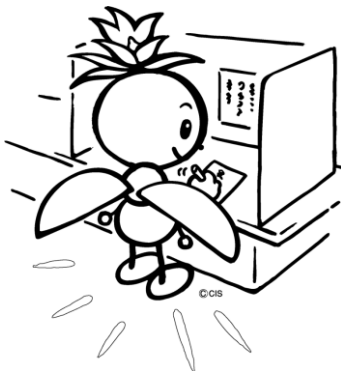
この選挙で投票できるのは県内の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。今までお住まいの市町村から転出し、県内の他の市町村へ転入される方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、裏面に記載した表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

旧住所地（登録されている住所地）での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続きをお取りいただければ、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、市町村長が発行する証明書※の提示等により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

※ 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。



長野県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

令和4年8月7日(日)に長野県知事選挙が行われます。

最近、住所を異動された方は、投票できる場所が変わることがありますので、次の表によりご確認ください。

長野県内の市町村に転入届をされた方

	届出の日	投票場所・選挙権の有無			備考
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない	
他の都道府県から転入された方	令和4.4.20以前	○			
	令和4.4.21以後			○	
長野県内の他の市町村から転入された方	令和4.4.20以前	○			
	令和4.4.21以後		○ (※1)		

※1 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。「期日前投票」を行う際も同様です。

注 意

- 令和4年4月21日以後、長野県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地で投票を行うこととなります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- 旧住所地で投票する際には、市町村長が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示する等の方法により、引き続き長野県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。この証明書は、最寄りの市役所、町村役場の市民課（又は住民課等）で交付を受けることができます。
- 新住所地の市町村において長野県知事選挙以外の選挙が同日に行われる場合には、上記の表と異なる取扱いとなる場合があります。当該市町村選挙管理委員会におたずねください。